法務省矯成第３３７３号
平成１８年５月２３日
改正　平成２０年　５月３０日付け法務省矯総第３４３５号
平成２３年　５月２３日付け法務省矯成第３０１８号
令和　５年１１月２９日付け法務省矯成第２０８３号
令和　６年　３月２２日付け法務省矯成第　４３９号

矯正管区長　殿
矯正施設の長　殿
矯正研修所長　殿（参考送付）

法務省矯正局長　小　貫　芳　信

被収容者等の釈放に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、被収容者等の釈放に関する訓令（平成１８年法務省矯総訓第３３７２号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和２６年１２月８日付け法務省矯保甲第１５７８号矯正保護局長通牒「不当拘禁並びに過誤釈放の防止について」、昭和３８年７月２９日付け法務省矯正甲第６７９号当職通達「麻薬中毒者等収容者の釈放時の通報の取扱について」、昭和４０年９月２７日付け法務省矯正甲第９４５号当職通達「麻薬取締法第５８条の５の規定に基づく矯正施設の長の通報について」、平成８年１月５日付け法務省矯医第２号当職通達「精神障害被収容者の取扱いについて」及び平成１３年３月２２日付け法務省矯保第６５９号当職通達「刑の執行終了等の場合における検察官及び市区町村長に対する通報について」は、廃止します。

記

１　釈放の事務処理における注意事項（訓令第３条関係）

被収容者等を釈放するに当たっては、次に定める事項に留意すること。

⑴　受刑者の場合

ア　放免暦簿の整理に当たっては、被収容者身分帳簿（以下「身分帳」という。）と確実に照合して処理すること。

イ　釈放予定者繰出しの際、放免暦簿に必要な捺印がない場合には、その原因を明確にすること。

ウ　放免暦簿の完結の整理は、該当日の午前中に行うこと。

エ　過誤防止のため、あらかじめその月の釈放予定者の一覧表を作成し、関

係部署において確認するなどの措置を講ずること。

オ　同姓同名の者があるときは、身分帳の表紙に分かりやすくその旨を明示しておくこと。

⑵　被告人の場合

ア　勾留簿の整理は、上記⑴の放免暦簿に準じて行うこと。

イ　勾留期間の満了が差し迫っても、なお勾留更新決定書の送達がないときは、検察庁に問い合わせること。

ウ　釈放指揮書が送達された際は、該当者が当該刑事施設に収容されているか否か確認の上で受領すること。

エ　釈放指揮書を受領した後は、次の順序によって事務処理を行うこと。

(ｱ) 同姓同名の有無を調査すること。

(ｲ) 釈放を指揮された本人の身分と釈放指揮書に記載されている釈放事由とが符合するか否かを確かめること。

(ｳ) 釈放予定者として連れ出された者と釈放指揮書、身分帳及び写真とを精査照合すること。特に、釈放の際には、本人に対し、本籍、住所、氏名、年齢のほか、身上に関する事項も確認すること。

オ　被告人又は被疑者の釈放に当たっては、あらかじめ検察庁と十分調整及び確認を行うこと。

⑶　受刑者と被告人の身分を併有する者

ア　身分帳表紙（被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式（平成１３年矯保訓６５１法務大臣訓令。）以下「身分帳訓令」という。様式第１号の１）上欄に、別個の被告事件審理中、又は刑執行中の旨を明記した小紙を添付し、更に受刑者及び被告人の別に従い、表紙の当該欄にその内容を記載した小紙を添付するなどの方法により、受刑者と被告人の身分を併有していることを明確にすること。

イ　身分帳表紙（身分帳訓令様式第１号の２）に別個の被告事件の勾留更新関係を記載すること。

ウ　放免暦簿及び勾留簿に「○○事件につき勾留状発付」又は「○○の罪により受刑中」の旨を朱書した小紙を添付し、その事由がなくなったときに取り除くこと。

２　保護に関する事項の調査（訓令第４条関係）

訓令第４条の規定による調査後、平成２０年５月２９日付け法務省保観第４４３号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「更生緊急保護に関する手続等の取扱いについて」などに定めるところにより、必要な措置を講ずること。

３　帰住旅費の支給（訓令第５条関係）

帰住旅費の支給基準等については、平成１８年５月２３日付け法務省矯総第３３７４号大臣官房会計課長、矯正局長通達「帰住旅費の支給について」に定めるところによること。

４　釈放される被収容者等に対する援助（訓令第６条関係）

⑴　職員による同行

訓令第６条第１項のその他適当な場所については、例えば保護観察所、地域生活定着支援センター、市役所が考えられ、当該機関と調整の上、職員による同行を実施すること。

また、援助その他の措置を行うに当たっては、あらかじめ職員の指示に応じない場合は援助等の途中であっても援助等を打ち切る可能性がある旨説明すること。

⑵　医薬品等の支給

釈放される被収容者等に支給する医薬品又は衛生材料等の分量は、医師等の処方等に基づき、釈放後から医療機関での診療までの間において必要な分量とすること。

５　釈放に伴う通知

⑴　麻薬中毒者等の通報

麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）第５８条の５の規定により矯正施設の長が行う通報は、別紙様式によること。

⑵　精神障害者の通報等

ア　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律１２３号）第２６条に基づく通報が必要と思料される場合には、あらかじめ当該被収容者等の帰住地（帰住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県の担当部署、保護観察所、病院等と連絡を密にし、必要に応じて、出所又は出院の直前に帰住地最寄りの矯正施設に移送し、その矯正施設から出所又は出院させる方法を講じるなど、医療及び保護の便宜を図るよう留意すること。

イ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２６条に基づく通報を行う場合には，同条に定める事項のほか，指定医診察希望日及び希望診察場所も併せて通知すること。

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２６条第２号（症状の概要）の記載事項については、症状の軽重により次のとおりとすること。

(ｱ) 本人を入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあって、精神病院に入院させるか若しくは特別の保護指導が必要と認められた者については、できる限り症状を詳細に

記載し、入院についての意見を付すること。

(ｲ) 上記(ｱ)以外の軽症度の者については、病名の記載にとどめ、特に参考となるべき事項があれば併記すること。

⑶ 被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知

平成１９年１１月２２日付け法務省刑総第１５７６号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」、平成１３年８月１日付け法務省刑総第９４０号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いについて」、平成２３年１月２７日付け法務省矯成第４３４号当職依命通達「子どもを対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報の警察への提供について」及び平成３０年１０月３１日付け法務省矯成第２７３２号当職通達「重大な交通犯罪に係る受刑者の釈放等に関する情報の警察への提供について」に定めるところによること。

６ 関係機関との連携

被収容者等の釈放に当たり必要があると認められる場合は、矯正施設等への出迎え等について、関係機関に対し、協力を求めること。

別紙

麻　薬　中　毒　者　等　通　報　書

第　　号
年　　月　　日

都道府県知事　殿

所在地
矯正施設
名　称

矯正施設の長の氏名　　印

麻薬中毒者又はその疑いのある者を釈放するから麻薬及び向精神薬取締法第５８条の５の規定により下記のとおり通報する。

麻薬中毒者又はその疑いのある者	（ふりがな）氏　名		性別		生年月日	年　月　日
	本　籍					
	帰住地					
釈放年月日						
釈放理由						
引取人	氏　名			続柄		
	住　所					
麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由						

（備考）